平成２３年（フ）第２１３７号
大阪府東大阪市菱屋西２丁目４番26号　めぞんたつみだい103号
債務者　橋本　武夫
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　慎吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１３８号
大阪府高槻市城北町２丁目９番29号
債務者　川端　　剛
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　慎吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２０１号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目20番１―705号
債務者　藤　喜美子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井啓太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２０２号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目20番１―705号
債務者　藤　　健二
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井啓太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９１４号
堺市中区深井中町995番地23
債務者　有村　清志
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３０３号
堺市中区伏尾42番地１　302号
債務者　植田栄一郎
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４８２号
大阪府藤井寺市藤井寺２丁目７番９号エコーフラット102号室、住民票上の住所大阪府藤井寺市藤ヶ丘３丁目13番２号
債務者　櫻井　清美
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９０５号
名古屋市西区比良３丁目70番地　コンセール比良502号
債務者　笠本　広幸
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月13日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４号
北海道帯広市西７条南12丁目５番地、住民票上の住所北海道河西郡更別村字更別南１線98番地78
債務者　高橋　義弘
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　圭只
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２１４０号
鳥取県米子市福市595番地４
債務者　北村　卓也
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井﨑　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４１号
大分市舞鶴町２丁目２番２―703号　サーパス舞鶴公園
債務者　藍澤　政吉
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原口　祥彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１８号
秋田県横手市金沢本町字荒町49番地
債務者　加藤　誠悦
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草薙　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１５５号
名古屋市守山区大字下志段味字濁り池1717番地の１　グランツヒル101号
債務者　オカダ建装こと　岡田　美好
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８号
三重県北牟婁郡紀北町海山区矢口浦842、住民票上の住所三重県北牟婁郡紀北町海山区引本浦424番地５
債務者　島本　暢夫
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂前美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第４４号
山形市城西町３丁目16番１号　ウエストハイム101号、前住所東京都町田市野津田町3094番地49
債務者　會田　　孝
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粕谷　真生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１号
京都府綾部市上野町下池田４番地　上野団地３棟304号
債務者　佐原　秀樹
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係